

令和7年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	欠席
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 12番 日笠山 昭代

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第11号 合意解約等について
- 第 3 議案第52号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第53号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第54号 非農地証明について
- 第 6 議案第55号 あっせんについて
- 第 7 議案第56号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は日笠山委員から欠席の届けが出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年11月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いいたします。

それでは開会にあたり会長にご挨拶をいただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年11月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には、出席をいただきましてありがとうございます。

10月30日の島外視察研修、11月7日の熊毛地区農地利用最適化推進会議につきまして、出席いただきました委員の皆様、ありがとうございました。

11月も後半となり、いよいよ今年も残るところあと1ヶ月と少しになりました。

さて、サトウキビの収穫時期ですけれども、新光糖業の操業期間が12月1日から5月3日までとのことです。

令和7、8年産のサトウキビの反収見込みは、11月1日時点で6、7年産の実績より415キロ増の7トン200キロとのことです。

作付面積が7ヘクタール増の711ヘクタール、生産量は3,437トン増の51,183トンの見込みということです。

また、品種としては「はるのおおぎ」が全体の71%を占めています。6、7年産が61%ですのでこれも増えています。もうすぐ収穫が始まりますので順調に生育してもらいたいところです。糖度についてもだいぶ良いようです。

今日は時間をいただきまして、皆さんご存知のように自民党が維新と連立を組んでいます。農政の一番の問題が食料の安定供給確保が国民の生存に不可欠であるという認識で全ての田畑を有効活用する環境を整え、厳しい気候に対応できる施設型食料生産設備の大型投資を実現するということです。また、メガソーラーの規制がテレビでいろいろ報道されてきましたが、設置してはならない所にもかなりの面積でメガソーラーができてるということで、規制をしていこうということ。また、維新の会は連立を組みましたけれども、閣内には入らず、閣外協力をするというので、何かあったら物申す感じです。

要請活動の中で、農業関連の予算総額の拡大で、別枠で5年間で2兆5,000億円、これをどうしてもしてもらおうということで要請に行って参りました。女性全国農業委員会のトップも実現ができればいいなと言っていました。

最近朝晩寒くなってきましたので、またインフルエンザがぼちぼち流行してきています。帰ったら手洗い、うがいをして体調管理は気をつけていただきたいと思います。

長くなりましたが、開会の挨拶とします。本日は議事運営がスムーズに終わります

ように、皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員を指名します。

11番 中村裕臣委員、13番 古田委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第11号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第11号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目畑6筆、面積15,229平米、台帳現況地目田2筆、面積1,490平米、合計16,719平米の合意解約がありました。

以上で報告を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。

資料は2ページから4ページです。今月は9件です。

1番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目田の1筆で登記面積737平米を所有権移転するものです。

2番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目田の2筆で登記面積1,355平米を所有権移転するものです。

3番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目田の1筆で登記面積847平米を所有権移転するものです。

4番です。安納校区軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積981平米を所有権移転するものです。

次3ページです。

5番です。現和校区武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積2,008平米を所有権移転するものです。

6番です。上西校区横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積396平米を所有権移転するものです。

7番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目田の1筆で、登記面積2,623平米を賃借権の設定するものです。

8番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目田の1筆で登記面積2,034平米を賃借権の設定するものです。

続いて4ページです。

9番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目田の1筆で登記面積803平米

を賃借権の設定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて担当委員の報告をお願いします。

まず、整理番号1番、2番、3番について、11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。

3条申請の許可について整理番号1の報告をします。

11月22日午後1時から譲受人立会いのもと、担当推進委員と現地調査を行いました。

現地は上石寺ゴロンゴウチと呼ばれる田んぼの地区で、現在、区画整理されているところでした。

圃場は現在まだ区画整備中で、元々譲渡人は農業をしておらず、10年前から荒れていたのですけれども、今回、区画整理をすることによって、譲受人に売買するという話です。

現地はまだ工事中で2月頃には終わる予定なので、それから田んぼとして耕作していきたいということです。経営技術、機械等何ら申し分なく許可相当と考えます。

続きまして、2番、3番を譲受人が同じですので一緒に報告します。

11月20日午後1時から譲受人立会いのもと、担当推進委員と共に現地調査を行いました。

場所は先ほどと同じゴロンゴウチで、田んぼの中で区画整理は終わっているところでした。

圃場は今まで使われていなかった圃場でしたので今回区画整備と一緒に1枚の畑として使用し、3番は少し離れたところですがそこも同じように田んぼとして、使用していくそうです。

経営技術、機械等何ら申し分ないと思ひ許可相当と考えます。

以上です。

○議長

続きまして整理番号4番について3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。

11月21日に金曜日朝8時から譲受人立ち会いのもと担当推進委員とともに現地調査を行いましたので報告します。

譲渡人に関しましては、福岡県在住の土地持ち非農家で電話にて確認をとっています。

農地の場所としては軍場公民館のすぐそばにある県道沿いの農地になります。

譲受人に関しましては、新規就農ですが、父親が畜産農家をしていて、手伝いをしている兼業農家です。ゆくゆくは父親の農地を受け継いで営農していく考えがあるようです。

現在、牧草を耕作していますが、来年から澱粉イモを植えたいということでした。

双方確認しています。申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

続きまして整理番号5番について9番委員お願いします。

○9番委員

9番です。

5番について説明します。11月21日午後2時から譲渡人、譲受人立会いのもと、畑に行き確認しました。

譲受人の経営規模の拡大ということで、今回の申請になっています。

現在サトウキビを中心に運送業で経営をしていますが、サトウキビも増やしていきたいということです。この土地もサトウキビを耕作したいということでした。

譲受人は、機械、技術とも問題なく、申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

続きまして整理番号6番について、12番委員が担当ですけれども、本日は欠席ですので、事務局報告をお願いします。

○事務局

整理番号6番について事務局から報告します。申請地については、担当推進委員が現場を確認して、野菜が植えられているということでした。譲受人については11月22日に連絡がとれ、譲渡人は叔父にあたり高齢を理由に、譲渡人からの要望で、今回の申請になったということです。

譲渡人についても後日連絡がとれ、申請については間違いはないということで確認したということでした。

譲受人については中種子町に住所を置いています。譲受人の母が西之表市に在住で、母の介護と譲受人の職場が西之表市内であることから母の家にいるそうです。

以前から申請地については譲渡人から借りていて耕作をしているということでした。以上のことから許可相当考えますと報告を受けています。

以上です。

○議長

続きまして整理番号7番、8番、9番について14番委員お願いします。

○14番委員

整理番号7、8、9番と借り人が一緒のため、まとめて報告します。

11月21日、私と担当推進委員、借り人立会いのもと、現地調査を行いました。場所は岳之田の県道沿いで整理番号7、8、9番と隣接した田んぼでした。

ここ2、3年作付けはしていない状況でした。

借り人は、現在耕作は行っていないようですが、前年までサツマイモ、ジャガイモを10反ほど耕作していて、農業技術もあり、農業機械一式揃っています。

米の作付けがしたく、今回の申請となったようです。

貸人はそれぞれ電話で申請内容に間違いがないとの確認が取れ、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○5番委員

5番です。

整理番号2番の担当委員から報告があった時に、資料には田と書かれていますけれども、1枚の畑として報告がありましたが、基盤整備をして畑になっていくのですか。

○11番委員

すみません、一枚の田です。訂正します。

○議長

よろしいですか。

他にありますか。

○H推進委員

この件ではないのですが、戻ります。合意解約のところでは4番ですが貸し人と借り人が同じ人なんですけれども、これをして何か得があるのか説明をお願いします。

○事務局

中間管理事業の貸し借りで、A to A といって、貸し人が機構に貸して機構が同じ人に貸すということなんですけれども、地域集積協力金交付事業の関係でこういう契約をしていました。バンクに貸したら交付金がもらえるのがメリットです。

○議長

よろしいでしょうか。

他にないですか。

(挙手無し)

○議長

無いようなので、質疑を終了し、これから議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第53号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案説明を求めます。

○事務局

日程第4、議案第53号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。

資料は5ページです。

今月は1件です。

1番です。

申請地は、下西校区上石寺地区です。申請理由は自動車整備工場を建てるためです。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未

整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については銀行からの融資を計画していて、融資予定証明書が提出されています。転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われれます。

周辺は宅地、市道、山林等です。

排水対策については処理をして側溝に流すようにしていて、転用による周囲への影響はないと思われれます。

被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましては10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。

11月10日、5番委員、譲受人、譲渡人、事務局立会いのもと現地調査を行いましたので報告します。

場所としましては、下西の上石寺地区にある農地です。

譲受人、譲渡人は親子関係になるそうです。

理由として今まで自動車整備工場に譲受人が勤務していたのですが、今回独立して自動車整備工場を建設したいということで、この農地を求めたところでした。

譲受人の自宅も道向かいにありまして工場として立地条件もいだろうということで、この申請地に決めたとのことでした。事務局から説明がありましたように、排水計画に対しても問題ないと思われましたので、許可相当として意見の一致を見たところでした。

以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。担当委員から補足がありましたらお願いします。

番号1について11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。

現地調査には、自分の都合で立ち会えなかったのですが、後日、現地確認を行いました。

今、調査委員長の報告のとおりだと思います。排水等も全然問題はなかったと思います。

以上です。

○議長

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第53号「農地法第5条の規定に

よる許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第54号「非農地証明について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第5、議案第54号「非農地証明について」を説明します。資料は6ページです。

今月は2件です。

1番です。安城校区平園地区の1筆です。台帳地目は畑ですが、耕作しなくなった時期については不明で申請を受けています。現況は山林となっています。

耕作しなかった時期については登記簿謄本や航空写真を確認したところ、平成26年以前と推定をされます。

交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。

立山校区芦野地区の1筆です。

台帳地目は畑ですが、平成12年頃から耕作されておらず、現況が原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましても、10日に合同現地調査が行われていますので調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。非農地証明の調査に関しましても、11月10日に行いました。

まず、1番ですが、安城校区平園地区にある農地で、県道沿いにある農地です。耕作しなくなった時期については不明ということですが、雑木等大きな木が生い茂ってしまっていて、これは農地として利用ができないだろうということで、非農地として認めてもいいんじゃないかということで、意見の一致を見たところです。

続きまして2番です。

立山校区の芦野地区にある農地です。地積としては5,600平米と広いところでしたが、場所的に大きな農業機械が入らないということで葎等が生えていて、一部には雑木が生えています。ここは農地としては利用できないだろうということで、許可相当と意見の一致を見たところです。

以上です。

○議長

ただ今、委員長から報告がありました。この件について、担当委員の補足がありましたらお願いします。番号1番、2番について7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。

調査委員長の報告のとおりです。

1番に関しましては、木が大きくなっていて、これを畑にできるような状況にはできないと判断しました。

また2番に関しては、土地的には広いんですけども、申請人が畑を耕作しようという意欲はなく、林業に従事しているということで、全然農作業の機械を持ってないので、今から先、ずっと荒れていく状態になるという感じですか。非農地として認めてもいいんじゃないかなと思います。以上です。

○議長

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第54号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第6、議案第55号「あっせんについて」を議題とします。議案の説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第55号「あっせんについて」の説明をします。資料は7ページです。

今月の申し出は1件です。

1番です。

「売りたい」の申し出です。場所は住吉校区中之町地区3筆、能野里地区1筆、深川地区1筆の合計5筆です。

希望等については、贈与でも構わないということです。

あっせん委員は、6番 山下委員と10番 深田委員をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

この件につきまして何か皆さんから質疑・意見はありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。

続きまして日程第7、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に「46ページの6番」は10番委員が借り手となっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。

す。

「議事参与の制限」の規定によって10番委員は議事に参与できません。

なお、「46ページの7番」は、推進委員が借り手となっていますが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には当たりません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち、「46ページの6番」以外を先に審議し、その後、「46ページの6番」を審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

それでは、まず、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の説明を全部通してお願いします。

○事務局

日程第7、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

資料は8ページです。

1段目です。

期間が令和7年12月31日から令和12年12月30日までの5年間、地目田、面積3,423平米、地目畑、面積27,862平米、合計31,285平米です。

利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

2段目です。

期間が令和7年12月31日から令和17年12月30日までの10年間、地目田、面積36,949平米、地目畑、面積37,232平米、合計74,181平米です。

利用権の設定をする者21人、受ける者1人です。

内訳については9ページから10ページを、詳細については11ページから44ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

資料は45ページです。

1段目です。

期間が令和7年12月31日から令和12年12月30日までの5年間、地目田、面積3,423平米、地目畑、面積27,862平米、合計31,285平米です。

利用権の設定をする者1人受ける者4人です。

2段目です。

期間が令和7年12月31日から令和17年12月30日までの10年間、地目田、面積36,949平米、地目畑、面積37,232平米合計74,181平米です。

利用権の設定する者1人、受ける者10人です。

内訳については46ページを、詳細については47ページから66ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

それではまず、「46ページの6番以外」について、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「46ページの6番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「46ページの6番」以外については承認することに決定しました。

それでは次に「46ページの6番」において農業委員会法第31条の「議事参与の制限」によって、10番委員の退席を求めます。

(10番委員議場退室)

○議長

それでは、「46ページの6番」について、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「46ページの6番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので議案56号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「46ページの6番」は原案のとおり承認することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

(10番委員議場入室)

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

1 1 番 委 員 _____ 印

1 3 番 委 員 _____ 印